

平成29年度教育行政執行方針

I はじめに

平成28年度福島町議会定例会3月会議の開会にあたり、町議会議員の皆様をはじめ町民の皆様に、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

福島町教育委員会は、新教育委員会制度のもと、「総合教育会議」を通して町長と緊密な連携を図り、教育の政治的中立性、継続性及び安定性を確保しながら、教育行政の担い手として、より高い使命感をもって教育の充実に取り組めます。

現在の子どもたちが生きる未来の社会は、生産年齢人口の減少と国際社会の進展や科学技術の急速な発展などにより、激しく変化していくことが予想され、そのような社会を生き抜く力を一人ひとりに育成することと、町の担い手としての強い意志や高い意欲をもった人を育むことが、福島町の教育に課せられた重要な責務であると考えています。

このような中で、国においては次期学習指導要領の改訂が進められています。改訂の方向性を「新しい時代に必要となる資質・能力の育成と学習評価の充実」とし、「何ができるようになるのか」「何を学ぶのか」「どのように学ぶのか」に重点を置き、「社会に開かれた教育課程」を実現するとしています。改訂スケ

ジュールについては、本年度を周知徹底期間とし、平成30年度から2年間の先行実施を受けて、小学校は平成32年度、中学校は平成33年度からそれぞれ全面実施予定となっています。

このため、各学校と次期学習指導要領の先行実施を視野に入れながら学校運営協議会（コミュニティスクール）の指定及び全児童生徒へのタブレットの配置に向けて十分に協議を行い取り組みます。

それでは、第5次福島町総合計画及び第6次福島町社会教育中期計画に基づき、各分野における主要な施策について申し上げます。

1 生涯学習（推進体制）

（1）推進体制

町民の自主的な生涯学習活動が円滑に行われるように、「第6次福島町社会教育中期計画」に基づき、町民一人ひとりの活動を支援するための体制づくりが重要です。このため、引き続き文化・体育団体と連携し、団体内での指導者の育成を図りつつ、「生涯学習指導者名簿」への登録人数の増に努めます。

生涯学習の専門的な事業を円滑に進めるために、昨年11月末に北海道教育委員会に対して平成29年度社会教育主事の派遣希望調書を提出させていただきました。派遣についての内定を2月22日いただきました。今後は、派遣主事と連携し生涯学

習事業の充実を図るとともに、事務局職員の専門職としての養成に向けて計画的に取り組めます。

(2) 図書室、図書活動

図書活動につきましては、「子ども読書活動推進計画」に基づき、0歳から18歳までの子どもを中心に置きながら、福祉センター図書室及び吉岡総合センターにおける図書貸出事業等による、より多くの町民の皆さんが読書に親しむことのできる環境の充実に努めます。

なお、読書活動推進計画の計画期間が本年度で終期を迎えることから、新たな読書活動推進計画を策定いたします。

2 幼児教育、学校教育

(1) 幼児教育

幼児教育は、幼稚園、認定子ども園をはじめ、家庭、地域等の多様な場において行われており、それら全ての場を通じて、質の高い幼児教育が行われなければなりません。このためには、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、関係課並びに関係者と連携して幼児教育の充実に努めます。

また、引き続き幼稚園や認定子ども園と小学校の円滑な接続に向けて幼児と児童との交流や幼児の小学校への体験入学等を継続します。

なお、国会においては、幼児教育の振興に関する施策の基本となる事項を定めた「幼児教育振興法案」が審議中となっており、この動向を注視します。

(2) 小中学校の教育

小中学校の教育については、各学校長の学校経営方針の下、次期学習指導要領の先行実施を見据えた授業等を基本に進めます。

学校教育においては、変化の激しいこれからの社会を見据え、子どもたちが自立した人間として生きていくためには、義務教育9年間を通した基礎的・基本的な知識や技能の習得と望ましい学習習慣や生活習慣を身に付けることが重要です。そのため、各学校における指導工夫改善やチーム・ティーチングによる習熟度に応じた個別指導等による児童生徒への対応を進めるとともに、課題の発見と解決に向けて主体的・対話的で深く学ぶことの充実及び授業と連動した家庭学習の定着化に各学校と共に取り組みます。

少子化による吉岡小学校の将来的な児童数の減少に伴う、「吉岡小学校の今後の在り方」に関しましては、PTA及び学校等と慎重かつ丁寧な協議を積み重ねながら進めます。

特別な配慮や支援を必要とする児童生徒に対しては、教育支援委員会における適切な就学支援の下、子供の実態に応じた授業と支援によって特別支援教育の充実を図ります。

各学校において更新時期にある校務用パソコン及びパソコン

教室用パソコンについては、学校経営に支障の生じないように本年度に更新を行います。併せて、北海道教育委員会が推奨する「共同利用型校務支援システム」を利用し、校務情報化による教職員の負担軽減及び情報共有化による教育の質の向上に取り組みます。

福島町の地域全体が各学校の応援団になり、地域で子どもを育てる意識を高め、子どもたちが明るく、楽しく、そして元気よく成長できるような教育環境を目的とする、学校運営協議会（コミュニティスクール）については、本年12月の全校指定に向けて保護者、地域、学校と連携して取り組みます。

子どもたちの健康な歯の育成のため、既にフッ化物洗口を先行実施している吉岡小学校に加え、福島小学校での本年度中の実施に向けて小学校歯科医、渡島教育局及び渡島保健所の協力をいただきながら、保護者並びに学校との協議を進めます。

また、平成30年度の児童生徒用タブレット等の配置に向けて、ICT支援員及び各学校と十分に協議し配置計画を策定します。

(3) 給食

「福島町食育推進計画」に基づき、地元食材の使用割合を高めるなど地域の特色を活かした安心・安全でおいしい給食の提供と食育に努めます。

また、これまで食材の購入・支払を学校給食センター所長の管

理において処理を行う「私会計」から、給食費の無償化に伴い、本年度より「公会計」に変更した予算計上とします。

(4) 校舎、教職員住宅

学校施設につきましては、長寿命化計画を策定するまでの間にあっては、緊急を要するものを基本に整備いたします。本年度は、福島小学校トイレ修繕事業、吉岡小学校アスベスト対策事業を行います。また、学校施設の老朽化に伴い、国の大規模改造事業への採択を目指し、本年度において1校の調査及び改修基本計画の策定に取り組みます。

教員住宅にあっては、本年度より住環境向上のため1棟(4戸)の、ユニットバス化及び浄化槽設置改修を計画的に進めます。

(5) 高等学校

昨年7月に発足した「地域キャンパス校連携会議」を中心にしながら、引き続き北海道教育委員会に再編基準の人数要件である「20人未満」を離島に準じた「10人未満」に緩和する要望を行います。

福島商業高等学校及び高校存続検討委員会と連携のうえ、魅力あるPR紙を作成し札幌圏まで広げるなどの募集対策を進めるとともに、高校の魅力を高める教育活動や部活動等の各種支援制度に継続して取り組みます。

また、東京農業大学との包括連携協定に基づき、引き続き教育

的支援を通じた人材育成を進めます。

3 社会教育、青少年の育成

(1) 幼児

幼児向けの演劇・人形劇・影絵等の鑑賞機会を設けながら、情操教育に取り組みます。

(2) 児童・生徒

望ましい生活習慣の体験とともに、自主的に学習する習慣を身に付けさせることを目的に学校・P T A等と連携し、通学合宿の拡充に取り組みます。

子どもたちの成長過程に応じた各種講座や、リーダーシップ・表現力を育成する青少年の主張大会を継続します。

(3) 一般（高齢者学級以外）

地域住民のニーズを把握した中で、主体性を尊重した地域生活学級の開催を積極的に支援します。

(4) 高齢者

高齢者が楽しく学びながら現代社会に対応できる知識を吸収し、自らが生きがいを見つけ健康で明るい豊かな生活を送ることを目的とする高齢者学級の開催については、プログラムの工

夫と充実に努めます。

4 スポーツ

(1) 推進体制

町民一人ひとりが生涯にわたって各年代に応じた体力・健康づくりに親しめるように、各スポーツ団体と連携し、団体内での指導者の育成を支援するとともに、新たな指導者の確保に努めます。

(2) 幼児・青少年

スポーツを通じ、健康な心身の育成並びに体力増進を目的に、学校及びスポーツ団体と連携し、各種教室や大会を開催し、日常的に運動に親しむ環境づくりに努めます。

(3) スポーツイベント

伝統となっている「南北海道駅伝競走大会」の継続開催に向け、競技役員の減少や交通安全に配慮したコース設定等も含めながら運営方法の検討を行います。

また、吉岡地区の町内会及び学校と連携し、合同運動会を継続して開催します。

(4) 少年団体、成人団体

課題としていた「総合型スポーツクラブ」の設立については、町内の様々な組織・団体や町民の理解と同時に、その協力や支援が必要になります。町内には、体育協会など長年にわたって活動が続けてきた既存のスポーツ団体等がありますので、スポーツクラブのイメージや町内の実情に即したスポーツビジョンについての理解と協力を得るための働きかけが重要となります。その際には、当町のスポーツの現状把握に基づいた意見交換を行うことが不可欠となることから、本年度は現状把握の調査とスポーツ団体等への説明と協議を行います。

(5) 体育施設

体育施設のうち、総合体育館、町民プール及びファミリースポーツ公園については、平成31年度からの指定管理者制度導入に向け、本年度は関係資料の作成及び町内事業等との協議を行います。

また、町民プール使用料については、第2次福島町まちづくり行財政推進プランの見直しに合わせて、本年度より無償化することとし、関係条例の改正を提案しています。

5 芸術文化、文化財

(1) 文化団体

町民に潤いと安らぎを提供していくために、文化団体協議会

と連携を図りながら、各文化団体の運営や出展・出演を支援します。

(2) 文化イベントなど

文化団体協議会や学校・保育所・幼稚園と連携し、町民文化祭の運営を支援するとともに、より多くの来場者を目指し、本年度の開催時期等の見直しについて関係者と協議を進めます。

全町民に対して、音楽を通じて本物の芸術文化に触れる機会を提供します。

小学生には、渡島西部四町の広域事業として取り組んでいる四町芸術鑑賞を開催し、生の舞台公演を体験する機会を提供します。

(3) 文化財

先人が残した財産として貴重な文化財については、文化財保護法の趣旨に基づき各保存団体等と連携し保存・伝承・公開に努め、町民に文化財等保護の必要性を啓発します。

本年度より、町長と協議のうえ、将来の福島町の文化・歴史を後世にきちんと引き継いでいくために専門家である「学芸員」を配置する予定となっています。学芸員を中心にしながら、課題となっており、古民具や館崎遺跡等の保存・展示の在り方を検討し、方向性を定め議会並びに関係者との協議を進めます。

同時に、町の歴史をより分かりやすくまとめた「歴史図書」の発刊に向けた体制整備の検討を行います。

国の記録策定等の措置を講ずべき無形の民族文化財に選定されている松前神楽については、平成28年度で3年目の現地調査を終え、調査委員会において国指定に向けた報告書をまとめたところです。本年度において、当該報告書により国に指定の申請を行う予定となっています。

また、本年度は福島大神宮祭礼行列保存会が山形県河北町で開催されている「全国奴まつり」に参加する方向で検討を進めていることから、保存会の方針を確認しながら、必要な支援を行います。

館崎遺跡の町民PRの一環として、引き続き北海道埋蔵文化財センターに協力をいただきながら、縄文文化に関する講座等を開催します。

6 福島町教育大綱

平成27年12月に町長の主宰する総合教育会議で決定した「福島町教育大綱（H28～H31）」については、各施策の取り組み状況を検証しながら取り組みます。

以上、総合計画における主な施策の概要を申し上げましたが、表記以外の各事業につきましても概ね前年度に引き続いた内容を計画しておりますので、町議会並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、平成29年度教育行政執行方針といたします。